

石垣市独自の非常事態宣言の終了について

市民の皆様には、日頃よりの新型コロナ対策への御協力、誠にありがとうございます。

皆様の御努力、御協力のお陰様をもちまして、先月末に市独自の非常事態を宣言した時点で1週間に約100名を超えていた新規陽性者数は、ここ1週間で35名となるなど、相当程度抑え込まれてまいりました。また、主たる感染経路も家庭内での感染等にシフトして来ていると考えられることから、市民の皆様一律の外出自粛をお願いする必要性は低下してきたものと考えます。

つきましては、市独自の非常事態宣言につきましては、予定どおり、本日15日までをもって終了いたします。

しかしながら、市内における感染がまだ完全に収束しているわけではないこと、県立八重山病院における医療逼迫の状況は継続していることなどから、市民、事業者、観光客の皆様におかれては、沖縄県全域を対象とした緊急事態措置の継続中は、先月24日にお願いいたしました項目（別紙）につきまして、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年6月15日
石垣市長 中山 義隆

緊急事態措置期間中の市民、事業者、観光客等の皆様へのお願い

石垣市においては、現在、新型コロナウイルスの変異株の流入等により、これまでで最大級の感染拡大状況にあります。

つきましては、本年6月20日までの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置期間中、沖縄県対処方針を前提とした上で、市民、事業者、観光客等の皆様に対し、下記の項目につき特に協力を求めます。

記

1. 前提

- ・現在本市で確認されているいわゆる英国型変異株（N501Y の変異がある変異株）は従来株よりも感染力が増しており、従来以上に予防策をしっかりと講じる必要がある。
- ・感染拡大は、外部から何らかの要因で持ち込まれたウイルス（市民の市外旅行・出張、市外からの帰省者、観光客等による持ち込み）が、市民に感染し、それが市内における様々な感染ルート（家庭内、学校、職場、模合等）で広がっていくものであり、複数の要因が重なっている。したがって、大規模な感染拡大を抑えるには何か一つの対策を行えば足りるものではなく、それぞれの場面に応じた対策を一人一人がしっかりと採っていく必要がある。

2. 市民の皆様へ(1) 市外からのウイルス持ち込みを防ぐために

- ・市外への旅行や出張は可能な限り控えていただくとともに、やむを得ず市外に出る場合には、市外の方との飲食を伴う会合は控え、戻られてから1週間は会食、飲み会へは絶対に参加しないこと。
- ・市外から来られた方との会食、飲み会は絶対にしないこと。また、会話等する場合には、必ずマスク（不織布を推奨。以下同じ。）を着用し、距離を保ち、換気に気を付けるなどの予防策を確実に実施すること。

(2) 市内での感染拡大を防ぐために

- ・同居家族等、普段生活を共にしている方以外との会食、飲み会（模合等）は控えること。また、市民同士でも会話等する場合には、必ずマスクを着用し、距離を保ち、換気に気を付けるなどの予防策を確実に実施すること。
- ・飲食店等の利用に当たっては、接客する方がマスクをしていない、十分な換気がなされていないなど、感染予防策が十分とられていない店舗の利用を控えること。
- ・ワクチン接種対象者は、市から接種券が届いた後、可能な限り早期にワクチン接種を受けていただくこと。

3. 事業者（飲食店、小売業など店舗等で顧客と接する事業者）の皆様へ(1) 市外からのウイルス持ち込み、市内での感染拡大を防ぐために

- ・県の対処方針に基づき、業種ごとの休業や営業時間短縮等の要請事項に従っていただくこと。

- ・営業中は、従業員のマスク着用、店舗等の室内での換気等の感染予防策をしっかりと行うこと。また、特に飲食店においては客席へのアクリル板の設置など飛沫対策を十分に行うこと。
- ・店舗等の室内では、お客様に必ずマスクを着用いただくこと、大声での会話を控えていただくことなど、必要な感染予防策の呼びかけを徹底して行うこと。
- ・特に飲食店においては、可能であれば市外からのお客様と市民との座席を離すなど、可能な限りゾーニングを行うこと。

4. 事業者（3. 以外）の皆様へ

(1) 市外からのウイルス持ち込みを防ぐために

- ・従業員の市外への出張、業務上の市外からの来訪者の受け入れはなるべく控えていただき、可能な限りオンライン会議等を実施すること。
- ・市外から業務での必要な来訪者がある場合には、可能な限り事前のPCR検査や抗原検査での陰性確認を求めること。また、業務上の対応にとどめ、会食、飲み会等は行わないこと。業務上の打合せに当たっても、必ずマスクを着用し、距離を保ち、換気に気を付けるなどの予防策を確実に実施すること。

(2) 市内での感染拡大を防ぐために

- ・従業員のマスク着用、事業所の換気等の感染予防策をしっかりと行うこと。
- ・従業員に体調不良者がいる場合には必ず休ませ、必要に応じて市の相談電話(070-1470-2790：原則平日9時から12時)に相談するなど必要な対応を行い、事業所内での感染拡大を防止すること。

5. 観光客等（市外からの来訪者）の皆様へ

(1) 市外からのウイルス持ち込み、市内での感染拡大を防ぐために

- ・沖縄県が緊急事態措置区域に指定されている期間においては、来訪を自粛していただくこと。
- ・やむなく来訪される場合においては、可能な限り本市来訪直前にPCR検査又は抗原検査を受け、陰性を確認いただくこと。
- ・飲食店等の利用に当たっては、接客する方がマスクをしていない、十分な換気がなされていないなど、感染予防策が十分とられていない店舗の利用を控えること。
- ・市民との会食、飲み会は控えていただくこと。
- ・市内大型スーパーなど、多くの市民が日常的に使用する店舗の使用は可能な限り控えていただくこと。また、店舗使用時、タクシー・バス乗車時等には必ずマスクを着用するなど感染予防策に努めていただくこと。

石垣市長
中山 義隆